每週火·金曜 日発行

目

次

等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務に関する規則の一部を改正する規則……………

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… 特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則…………

山

ここに公布する。 等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務に関する規則の一部を改正する規則を

平成二十九年三月三十一日

山 \Box 県 人 事 委 員

会

山口県人事委員会規則第四号

則等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務に関する規則の一部を改正する規

事委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。 等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務に関する規則 (平成二十八年山口県人

別表のイ 行政職給料表等級別職務区分表四級の項中「、熊毛南高等学校事務長」を

削り、 同表六級の項中「観光プロジェクト推進室長の職務」を インバウンド推進室長「観光プロジェクト推進

の職務 る。 に改め、 「育成学校副校長の職務」及び「、熊毛南高等学校事務長」を削

平成 29年

3 月31日

(金曜日)

別表のロ 公安職給料表等級別職務区分表七級の項中 サイバー犯罪対策室長の「人身安全対策室長の職務 職

務」を削り、 員の職務」を削り、 支援専門員の職務 別表のホ 教育職給料表①等級別職務区分表二級の項中「育成学校児童自立支援専門 「生活安全指導官の職務」を「生活安全指導官の職務」 (特に認めるもの)」を削り、 同表三級の項中「育成学校副校長の職務」及び「育成学校児童自立 同表四級の項中 「育成学校長の職務」 に改める。

を削る。 附 則

この規則は、 平成二十九年四月一日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の 部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

Щ

 \Box 県

人

事

委

員

会

山口県人事委員会規則第五号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

を次のように改正する。 給料表の適用範囲に関する規則 (昭和三十二年山口県人事委員会規則第四号) の — 部

第三号とする。 第七条第三項中第一号を削り、 第二号を第一号とし、 第三号を第二号とし、 第四号を

この規則は、 則 平成二十九年四月一日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一 部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

Щ \square 県 人 事 委 員

会

:口県人事委員会規則第六号 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則 (昭和三十四年山口県人事委員会規則第二号) の一部を次

のように改正する。 一項中「(昭和二十六年山口県条例第二号」の下に 以下「職員給与条例」とい

う。 」を加える。

別表第一健康福祉部医療政策課及び健康増進課の項を次のように改める。

表①の適用を受ける者を除く。)職員給与条例別表第五イ 医療職給料医師たる職員(課長の職にある者及び

療政策課

ては、一) 三十二(企画監、調整監又は

を

副校長」 を 「主幹」に改める 表第一育成学校の項中

__

附

に

この規則は、 平成二十九年四月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一 部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

 \Box

Ш \Box 県 人 事 委 員

会

山口県人事委員会規則第七号

山

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

ように改正する。 管理職手当に関する規則 (昭和四十年山口県人事委員会規則第十六号)の一部を次の

別表第一知事の事務部局の項中 「観光プロジェクト推進室長」を インバウンド推進「観光プロジェクト

室推長進 央児童相談所長を除く。 室長 に、 「児童相談所長 に、 (中央児童相談所長を除く。 職業能力開発校部長」を「職業能力開発校部長」育成学校長 を 育成学校長 中

改め、 林総合技術センター経営高度化研究室長」に改め、 「育成学校副校長」を削り、 農林総合技術センター「農林総合技術センター 「せと船長」を削り、 -食品加工研究室長-経営技術研究室長 同表警察本部 を 「農

> 署長を除く。)警察署副署長 項中「会計監査官」を ながと船長 (宇部警察署副署長及び下関警察署副 サイバー犯罪対策官」「会計監査官

五種

を

署長を除く。)警察署副署長 (宇部警察署副署長及び下関警察署副

に改める。

附 則

この規則は、 平成二十九年四月 一日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の 部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

Ш \Box 県 人 事 委 員

会

山口県人事委員会規則第八号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

次のように改正する。 特地勤務手当等に関する規則 (昭和四十六年山口県人事委員会規則第七号) の一部を

別表第二中 柳井警察署沖家室警察官駐在所 柳井警察署和田警察官駐在所 を

柳井警察署沖家室警察官駐在所 に改める。

則

附

この規則は、 平成二十九年四月 一日から施行する。

13

特殊勤務手当の支給に関する規則 の一部を改正する規則をここに公布する。

に

報

平成二十九年三月三十一日

山口県人事委員会規則第九号

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

部を次のように改正する。 特殊勤務手当の支給に関する規則 (昭和三十七年山口県人事委員会規則第二号) 0)

三号、第六号及び第十二号中「地域運用課」を削る。 第十九条第一項第一号中「生活安全企画課、少年課及び生活環境課」を削り、 同項第

附則第二項中「及び新事務棟内」を「、新事務棟内及び新事務本館内」に改める。 則

は、 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定 公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

Ш \Box 県 人 事 委 員

会

山口県人事委員会規則第十号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

部を次のように改正する。 管理職員等の範囲を定める規則 (昭和四十一年山口県人事委員会規則第二十一号)の

山

進室」を「及び団体指導室」に、 主査、主任及び主任主事」に、「産業戦略部の総務調整班長」を「山口ゆめ花博推進室 の下に「及びインバウンド推進室」を加え、「、団体指導室及び全国都市緑化フェア推 の室長及び室次長 産業戦略部の総務調整班長」に改め、「観光プロジェクト推進室」 団法人山口県ひとづくり財団及び福島県」に、 別表知事の事務部局の項中「及び公益財団法人山口県ひとづくり財団」を「、公益財 「財政課の主査及び主任」を「財政課の

育 育 成 成 学 学 校 校 校長 校長 副校長 総務課長 総務課長 を に改める。

> 附 則

Ш

 \Box 県

人

事

委

員

会

この規則は、 平成二十九年四月一日から施行する。 平成二十九年三月三十一日発行平成二十九年三月三十一日印刷

発発 行行 人所

山口県知事